

欧州の関係当局、英国の欧州連合（EU）離脱（Brexit）の知的財産への影響に関する情報を公表

2020年2月3日

JETRO ティェットロ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、世界知的財産機関（WIPO）及び欧州委員会は、2020年1月31日の英国の欧州連合（EU）離脱（Brexit）の知的財産への影響に関する情報を、それぞれニュースリリース等（※1）～（※6）にて公表した。

これらを総合した Brexit の知的財産への影響の概要は、以下のとおりである。

1. ニュースリリース等の全般的な概要

当該ニュースリリース等には、特許、商標、意匠及び知的財産権の消尽についての全般的な概要として、主に以下の内容が含まれている。

英国及び EU は離脱協定を承認した。これにより、英国は 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱し、移行期間（2020 年 2 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日）が開始する（[離脱協定第 126 条](#)参照）。離脱協定第 132 条には移行期間の延長についても規定されているが、以下においては、移行期間が延長されず 2020 年 12 月 31 日に終了するという前提での記載としている。

移行期間中は、EU 法が引き続き現在と同様に英国において効力を有する。そのため、現在の知的財産制度は 2020 年 12 月 31 日までそのまま継続する。この移行期間中、UKIPO のサービスの中断や英国の知的財産制度への変更はない。

移行期間中の EU 商標規則及び登録共同体意匠規則の継続適用には、特に、全ての実体及び手続規定のみならず EUIPO に対する手続における代理に関するルールが含まれる（[離脱協定第 97 条](#)）。

よって、英国領に係る拒絶理由、英国から生じる先の権利、又は、英国に住所を有する当事者／代理人を含む EUIPO に対する全ての手続は、移行期間の終了まで、以前と同様に扱われる。

UKIPO は、移行期間の終了時に、約 140 万の EU 商標及び約 70 万の登録共同体意匠を英国の権利に変換する。これらは 2021 年 1 月 1 日に効力を生じる予定である。

離脱協定の知的財産セクションにおける取決め（[離脱協定第 54 条～第 61 条](#)）は、移行期間の終了時に効力を生じる。これらの取決めは、法的確実性を提供し、権利者及び知的

財産の枠組みのユーザーの利益を保護する。

特許

EPO は EU の機関ではないため、英国の EU 離脱は現在の欧州特許制度には影響を与えない。英国をカバーする既存の欧州特許も影響を受けない。

英国に拠点を置く欧州特許弁理士は、引き続き EPO に対して出願を代理できる。

商標

<移行期間中>

引き続き、英国は EU 商標制度の一部のままとなり、EU 商標は英国に及ぶ。

マドリッド制度を通じて保護される EU を指定する商標の国際登録は、引き続き英国に及ぶ。

<移行期間の終了後>

EU 商標は英国においては商標を保護しなくなる。

移行期間の終了時（2021 年 1 月 1 日）に、UKIPO は、既存の EU 商標を有する全ての権利者に同等の英国商標を付与する（[離脱協定第 54 条](#)）。

出願人は、係属中の EU 商標出願を有する場合、2021 年 1 月 1 日の後 9 月以内に同等の英国商標を登録するために出願を行うことができる。出願人は、係属中の EU 商標の先の出願日を維持する（[離脱協定第 59 条](#)）。この場合、通常の英国の料金が適用される。

移行期間の終了前に保護されている商標の国際登録は、2020 年 12 月 31 日の後も引き続き英国において保護される（[離脱協定第 56 条](#)）。

意匠

<移行期間中>

引き続き、英国は欧州登録共同体意匠制度の一部のままとなり、登録共同体意匠は英国に及ぶ。

ハーグ制度を通じて保護される EU を指定する意匠の国際登録は、引き続き英国に及ぶ。

<移行期間の終了後>

移行期間の終了時（2021 年 1 月 1 日）に、登録共同体意匠、非登録共同体意匠、並びに EU を指定して保護された国際商標及び意匠登録は、英国においては有効ではなくなる。

これらの権利は、直ちにかつ自動的に英国の権利に置き換えられる（[離脱協定第 54 条](#)）。

出願人は、2021 年 1 月 1 日時点で係属中の登録共同体意匠出願を有する場合、2021 年 1 月 1 日の後 9 月以内に英国意匠を登録するために出願することができ、係属中の登録共同体意匠の先の出願日を維持する（[離脱協定第 59 条](#)）。この場合、通常の英国の料金体系が適用される。

移行期間の終了前に保護されている意匠の国際登録は、2020 年 12 月 31 日の後も引き続き英国において保護される（[離脱協定第 56 条](#)）。

知的財産権の消尽

移行期間の終了前に EU 及び英国において消尽した知的財産権は引き続き両方の地域において消尽したままとなる（[離脱協定](#)第 61 条）。

移行期間後に権利者によって又は権利者の同意を得て英国市場に置かれた商品は、欧州経済領域（EEA）内では消尽したと認められない可能性がある。

また、当該ニュースリリース等のその他の内容は、以下 2. のとおりである。

2. 各ニュースリリース等の詳細

当該ニュースリリース等には、それぞれ例えば以下の内容が含まれている。

2.1 英国知的財産庁（UKIPO）のニュース記事「知的財産と移行期間」

（移行期間中の商標、意匠、特許及び知的財産権の消尽等に関する情報）（2020 年 1 月 29 日（2020 年 1 月 31 日更新））（※1）

英国及び EU は離脱協定を承認した。これにより、英国は 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱し、移行期間（2020 年 2 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日）が開始する。

移行期間中は、EU 法が引き続き現在と同様に英国において効力を有する。知的財産制度は 2020 年 12 月 31 日までそのまま継続する。

この移行期間中は、UKIPO のサービスの中断や英国の知的財産制度への変更はない。UKIPO は、移行期間の終了時に、約 140 万の EU 商標及び約 70 万の EU の意匠を英国の権利に変換する。これらは 2021 年 1 月 1 日に効力を生じる予定である。

離脱協定の知的財産セクションにおける取決めは、移行期間の終了時に効力を生じる。これらの取決めは、法的確実性を提供し、権利者及び知的財産の枠組みのユーザーの利益を保護する。

離脱協定は、既存の EU レベルの知的財産権が移行期間の終了後も英国において継続的に保護されることを保障する。

これは、既存の英国の知的財産権を既存の国内の取決めに沿って適切に管理可能であることを保障する。

また、当該ニュース記事には、項目別に、例えば以下の内容が含まれている。

EU 商標

英国は、2020 年 12 月 31 日に終了する移行期間中は、引き続き EU 商標制度の一部のま

まとなる。EU 商標は、移行期間中は、引き続き英国に及ぶ。

UKIPO は、2020 年 1 月 31 日には同等の英国商標権を付与しない。これらの権利は、離脱協定の条項に基づく移行期間の終了時に付与される。

移行期間の終了時に係属中の EU 商標出願を有する企業、組織又は個人は、英国において同等の保護を求めるために、移行期間の終了時から 9 月の期間を有することとなる。

以下 2.2 [ガイドランス①](#)も参照。

登録共同体意匠 (RCD)

英国は、移行期間中は、引き続き欧州登録共同体意匠制度の一部のまとなる。登録共同体意匠は、移行期間中は、引き続き英国に及ぶ。

UKIPO は、2020 年 1 月 31 日には同等の英国意匠を付与しない。これらの権利は、離脱協定の条項に基づく移行期間の終了時に付与される。

移行期間の終了時に係属中の登録共同体意匠出願を有する企業、組織又は個人は、英国において同等の保護を求めるために、移行期間の終了時から 9 月の期間を有することとなる。

以下 2.2 [ガイドランス②](#)も参照。

非登録意匠

英国は、移行期間中は、引き続き欧州非登録共同体意匠制度の一部のまとなる。すなわち、英国又は EU 加盟国において開示された二次元及び三次元の意匠（例えば、衣服のデザインやパターンを含む）は、非登録共同体意匠として両方の領域において自動的に保護を受けることができる。この権利は、模倣に対する 3 年間の保護を提供する。

離脱協定に従って、移行期間の終了前に発生した非登録共同体意匠は、3 年間の残存期間中は引き続き英国において保護される。移行期間の終了後に英国において開示された意匠は、二次元及び三次元の意匠を 3 年間保護する補充的非登録意匠を通じて、英国において保護される可能性がある。

以下 2.2 [ガイドランス③](#)も参照。

EU を指定する国際登録

移行期間中は、マドリッド制度及びハーグ制度を通じて保護される EU を指定する商標及び意匠の国際登録は、引き続き英国に及ぶ。

離脱協定の条項に従って、移行期間の終了前に保護されている商標及び意匠の国際登録は、2020 年 12 月 31 日の後も引き続き英国において保護される。UKIPO は、世界知的所有権機関 (WIPO) と協力して、継続的な保護を保障するためのメカニズムに引き続き取り組む。

以下 2.2 [ガイドランス④](#)も参照。

代理権

移行期間中は、英国の法定代理人は引き続き欧州連合知的財産庁（EUIPO）に対して依頼人を代理する権利を有する。

離脱協定は、英国の法定代理人は、移行期間の終了時に（代理が）継続している場合、引き続き EUIPO に対して依頼人を代理できることを保障している。

離脱協定では、英国は移行期間の終了後の 3 年間は同等の英国の権利に関して送達宛先の規則を改正しない旨も述べられている。

特許

（非 EU の）欧州特許条約（EPC）を利用して、欧州の 30 か国を超える国々で特許を保護するために UKIPO を経由して又は直接欧州特許庁（EPO）に欧州特許出願をすることができる。

EPO は EU の機関ではないため、英国の EU 離脱は現在の欧州特許制度には影響を与えない。英国をカバーする既存の欧州特許も影響を受けない。

英国に拠点を置く欧州特許弁理士は、引き続き EPO に対して出願を代理できる。

補充的保護証明書

移行期間中は、企業は、引き続き現在の制度を利用して、医薬品及び植物保護製品のための補充的保護証明書を申請すること及び補充的保護証明書の付与を受けることができる。

移行期間中は英国における現在の補充的保護証明書の法的枠組みが維持され、既存の当該制度に基づいて付与された既存の英国の補充的保護証明書は引き続き有効である。

補充的保護証明書は、EU 全体にわたる権利としてではなく国内の権利として付与されるものである。したがって、英国及び EU は、移行期間の終了時に英国における既存の補充的保護証明書の継続的な保護を保障するために同等の権利を付与することに合意する必要はなかった。

代わりに、離脱協定は、移行期間の終了時に係属中である補充的保護証明書の申請が現在の枠組みに基づいて審査されることを保障している。それらの申請に基づいて付与されるあらゆる補充的保護証明書は、既存の補充的保護証明書と同じ保護を提供する。

以下 2.2 [ガイドランス⑤](#)も参照。

権利の消尽

現在、知的財産権で保護された商品が権利者によって又は権利者の許可を得て EEA のいずれかの市場に置かれた場合、知的財産権の消尽が英国において発生する。

これは、権利者（例えば、ブランドの所有者）は EEA 内でそれらの商品の移動を妨げることができないことを意味する。これらの商品は、並行品として知られており、純正品である（すなわち、それらは模倣品ではない）。

離脱協定では、EU 及び英国は、移行期間の終了前に EU 及び英国において消尽した知的

財産権は引き続き両方の地域において消尽したままとなることに合意している。

離脱協定は、移行期間中の法的確実性及び継続性を保障し、企業及び消費者に当面の継続性を提供する。

以下 2.2 [ガイドランス⑥](#)も参照。

また、当該ニュース記事には、これらの項目の他に、「著作権」についての内容も含まれている。

2.2 英国知的財産庁 (UKIPO) のガイドランス (2020 年 1 月 30 日) ((※2) ①～⑥)

当該ガイドランスは、2021 年 1 月 1 日 (移行期間の終了時) 以降に行うべきことを説明するものであり、今後何か変化があれば更新される。

① EU 商標保護及び同等の英国商標

(移行期間の終了時に EU 商標を所有している企業や組織向けのガイドランス)

2021 年 1 月 1 日以降は、EU 商標は英国においては商標を保護しなくなる。離脱協定法に基づき、2021 年 1 月 1 日に、UKIPO は、既存の EU 商標を有する全ての権利者に同等の英国商標を付与する。

既存の EU 商標は、引き続き EU 加盟国において商標を保護する。英国の企業は、引き続き EUIPO に EU 商標の出願を行うことができる。

英国の EU 離脱による英国登録商標に関する変更はない。

出願人は、係属中の EU 商標出願を有する場合、2021 年 1 月 1 日の後 9 月以内に同等の英国商標を登録するために出願を行うことができる。出願人は、係属中の EU 商標の先の出願日を維持する。

また、当該ガイドランスには、項目別に、例えば以下の内容が含まれている。

同等の英国商標の付与

2021 年 1 月 1 日に、UKIPO は、全ての登録済の EU 商標について同等の英国商標を付与する。これらの英国の権利のそれぞれは：

- ・ 英国商標登録簿に記録される
- ・ 英国法の下で出願及び登録されていた場合と同じ法的地位を有する
- ・ 元の EU 商標の出願日を維持する
- ・ 元の優先権や英国のシニオリティの日付を維持する
- ・ 元の EU 商標とは別に申立、譲渡、ライセンス又は更新の対象になる完全に独立した英国商標となる

係属中の EU 商標の英国商標としての登録

UKIPO は、2021 年 1 月 1 日より前に登録された EU 商標についてのみ同等の英国商標を付与する。

出願人は、2021 年 1 月 1 日時点で係属中のままである EU 商標出願を有する場合、以下のことを行うことができる：

- ・ 2021 年 1 月 1 日の後 9 月以内に同等の英国商標を登録するために出願を行うこと
- ・ 係属中の EU 商標の先の出願日を維持すること
- ・ 係属中の EU 出願に関して有していた有効な国際優先権を、当該 EU 出願に対して記録された英国のシニオリティの主張を伴って、主張すること

同等の英国商標を登録するために出願を行う場合、当該出願は以下のものでなければならない：

- ・ EU 商標出願の対象であった同一の商標に関連するもの
- ・ 対応する EU 商標出願と同一又はそれに含まれる商品及び役務に関して保護を求めるもの

出願の詳細が対応する EU 商標出願のものに合致しない場合、出願人は先 EU の出願日や優先日を主張することはできない。

通常英国の料金が適用される。

同等の英国商標のオプトアウト

出願人は、当該新しい権利（同等の英国商標）の所有を希望しない場合、当該権利の所有をオプトアウトすることができる。オプトアウトする場合、当該同等の権利は、英国法の下で出願も登録もされていなかったかのように扱われる。

出願人は、次の場合には、オプトアウトの権利を行使することができない：

- ・ 英国において当該同等の英国の権利を使用している場合
- ・ 当該同等の英国の権利に関して、譲渡、ライセンス又は契約の締結を行っている場合
- ・ 当該同等の英国の権利に基づいて、訴訟を開始している場合

オプトアウトの請求

オプトアウトの請求は、2021 年 1 月 1 日の後にのみ提出可能である。それより前に行われた請求は無効となる。

当該請求を提出するために使用する通知テンプレートは、2021 年 1 月 1 日の後に英国政府のホームページ（GOV.UK）で利用可能となる。

出願人は、当該 EU 商標への利害関係を有するあらゆる者の詳細とともに当該 EU 商標の番号を提供する UKIPO への通知を提出しなければならない。

法律により、オプトアウトが効力を生じるためには利害関係のある第三者への通知がされることが義務付けられている。

たとえ当該同等の英国商標が登録簿から削除されたとしても、オプトアウトの権利が認められない状況で行使されたら UKIPO が判断した場合、当該同等の英国商標は復活する可能性がある。

商標の更新

ひとたび同等の英国商標が付与されると、同等の英国商標及び既存の EU 商標のそれぞれについて個別の更新料金が適用される。

当該料金は、UKIPO と EUIPO に別々に支払われる必要がある。

将来の更新のために、当該同等の英国の権利は、対応する EU 商標の既存の更新日を維持する。

また、当該ガイダンスには、これらの項目の他に、「優先権及びシニオリティの主張」、「既存の優先権及びシニオリティの日付の自動的な維持」、「継続中の取消請求」、「使用及び名声」、「名声の評価」、「同等の英国商標の登録番号」、「2021 年 1 月 1 日の後 6 月以内に満了する商標」、「2021 年 1 月 1 日より前に満了する商標」、「証明標章及び団体標章」、「ライセンス、担保権及び譲渡」、「管轄の取決め及び係属中の訴訟手続」、「既存の差止命令」、「2021 年 1 月 1 日の後に回復される EU 商標登録及び出願」、「転換 (Conversion)」等についての内容も含まれている。

② 2021 年 1 月 1 日以降の EU 並びに国際意匠及び商標保護に関する変更

(移行期間の終了後に登録共同体意匠並びに国際商標及び意匠を所有している企業向けのガイダンス)

当該ガイダンスには、項目別に、例えば以下の内容が含まれている。

移行期間の終了後に何か変わるか

移行期間の終了時 (2021 年 1 月 1 日) に、登録共同体意匠、非登録共同体意匠、並びに EU を指定して保護された国際商標及び意匠登録は、英国においては有効ではなくなる。

これらの権利は、直ちにかつ自動的に英国の権利に置き換えられる。既存の権利を有する場合、この段階では何もする必要はない。

意匠の保護は、現在、登録される権利又は非登録の権利によって、次の方法で取得可能である：

- UKIPO によって付与される国内登録意匠
- EUIPO によって付与される登録共同体意匠
- WIPO のハーグ協定の下で出願される英国又は EU を指定する国際登録
- 英国の意匠権及び EU の非登録共同体意匠を通じて英国において取得可能な非登録の保護

2021年1月1日には、既存の登録共同体意匠、非登録共同体意匠、EU商標、並びに国際意匠及び商標はいずれも、残りのEU加盟国のみをカバーすることとなる。

登録意匠

再登録意匠の付与

登録かつ公告された全ての登録共同体意匠は、英国登録簿に記録される同等の英国意匠を有することとなる。これらは、英国法の下で出願及び登録されていたかのように取り扱われる。

英国で導入される法改正により、登録共同体意匠の所有者に同等の英国の権利が提供されることが保障される。それらは、対応する登録共同体意匠に対して記録された登録日及び出願日を維持し、優先日を引き継ぐ。

それらは、完全に独立した英国の権利として、元の登録共同体意匠とは別に、申立、譲渡、ライセンス又は更新の対象になる。

再登録意匠は、登録共同体意匠の所有者に無料で付与され、UKIPOは、最小限の管理負担が権利者に課されることを保障している。

係属中の出願

2021年1月1日には、係属中のままである少数の登録共同体意匠が存在することとなる。

出願人は、2021年1月1日時点で係属中の登録共同体意匠出願を有する場合、2021年1月1日の後9月以内に英国意匠を登録するために出願することができ、係属中の登録共同体意匠の先の出願日を維持する。

そのためには、英国出願は、係属中の登録共同体意匠出願で出願されたものと同一の意匠に関連するものでなければならない。英国出願の詳細が対応する登録共同体意匠出願のものと合致しない場合、先のEUの日付は認められない。

これらの出願は、英国の登録意匠出願として取り扱われ、英国法の下で審査される。このような場合、通常の英国の料金体系が適用される。

優先権主張の効果

対応する登録共同体意匠に対して記録されているパリ条約に基づいて主張された優先日は、再登録意匠によって引き継がれる。手続が、対応する登録共同体意匠から引き継がれる優先権主張を伴う再登録意匠に関係する場合に、当該優先権主張の日付は、効果を生じる。

オプトアウト

UKIPOは、2021年1月1日に約70万の再登録意匠を付与するが、一部の登録共同体意匠の所有者はそのような権利の付与を希望しない可能性があることを認識している。

当該新しい権利の所有者は、その所有を「オプトアウト」することができる。オプトアウトは、当該再登録意匠が、英国法の下では出願も登録もされていなかったかのように取り扱われることを意味する。

以下の場合には、オプトアウトの権利を行使できない。

- ・ 登録意匠に関して、譲渡、ライセンス又は契約を締結している場合
- ・ 登録意匠に基づいて、既に訴訟手続を開始している場合

オプトアウトを請求する方法

オプトアウトを請求するためには、出願人は、当該権利への利害関係を有するあらゆる者の詳細とともに登録共同体意匠番号を UKIPO に提供する通知を提出しなければならない。新しい法律により、オプトアウトが効力を生じるためには利害関係のある第三者への通知がされることが義務付けられている。

よって、必要に応じて、出願人はそのような行動がとられたことを確認しなければならない。オプトアウトの請求は、2021年1月1日の後にのみ提出されるべきである。この日より前に行われた請求は無効となる。

UKIPO は、出願人がオプトアウトを請求する際に使用するべき通知テンプレートを作成した。

当該テンプレートは2021年1月1日に英国政府のホームページ (GOV.UK) で利用可能となり、UKIPO はそれを UKIPO に返送するための専用のメールアドレスを提供する。UKIPO は、請求を受理すれば、当該権利が英国登録簿から削除されたことの確認を出願人に送付する。

更新及び回復

ひとたび再登録された再登録英国意匠権が付与されると、当該再登録英国意匠ごとに個別の更新料金が適用される。

ひとたび再登録意匠が付与されると、英国の権利と対応する登録共同体意匠との両方に別個の更新料金が適用される。当該料金は、UKIPO と EUIPO に別々に支払われる必要がある。

将来の更新のために、当該再登録意匠は、対応する登録共同体意匠の既存の更新日を維持する。

英国の意匠並びに国際意匠及び商標法に関連する法律の変更

2021年1月1日に、全ての既存の登録共同体意匠、非登録共同体意匠、並びに EU を指定する国際意匠及び商標登録は、英国においては保護を提供しなくなる。

よって、UKIPO は、これらの権利によって付与された英国の保護が維持され、英国法が引き続き効果的に機能することを保障するために、既存の法律を改正しなければならない。

2021年1月1日の後は、EU を指定する国際意匠及び商標登録は、英国においては保護を提供しなくなる。

UKIPO 及び WIPO は、国際的に保護された EU の指定に関する英国における保護を権利者が2021年1月1日に失わないことを保障する選択肢について、検討している。

また、当該ガイダンスには、これらの項目の他に、「再登録意匠の番号付与」、「2021年1月1日の後に満了する意匠」、「2021年1月1日より前に満了する意匠」、「2021年1月1日の後に回復される登録共同体意匠の登録及び出願」、「公告延期」等についての内容も含まれている。

③ 2021年1月1日以降の非登録意匠に関する変更 (非登録共同体意匠を有する企業向けのガイダンス)

2021年1月1日(移行期間の終了時)に、非登録共同体意匠は、英国において有効ではなくなる。2021年1月1日に、これらの権利は、直ちにかつ自動的に英国の権利に置き換えられる。

既存の権利を有する場合、この段階では何もする必要はない。

また、当該ガイダンスには、項目別に、例えば、「非登録意匠の継続」、「補充的非登録意匠」、「英国の意匠権」についての内容が含まれている。

④ 2021年1月1日以降の国際商標登録に関する変更

(マドリッドプロトコルの下でEUにおいて保護される国際商標登録は、移行期間後は、英国においては保護を受けられなくなる。)

2021年1月1日に、EUを指定して保護された国際商標登録は、英国においては有効ではなくなる。

既存の権利を有する場合、この段階では何もする必要はない。

UKIPO及びWIPOは、国際的に保護されたEUの指定に関する英国における保護を権利者が2021年1月1日に失わないことを保障する選択肢について、検討している。

⑤ 2021年1月1日以降の補充的保護証明書(SPC)及び特許法に関する変更

(補充的保護証明書及び特許法に関して、移行期間後に、何が変わり、何が変わらないか：企業、法定代理人及び英国の権利者向けの情報)

このガイダンスは、出願人が次の場合に関連する：

- ・ 英国において特許及び補充的保護証明書を所有している場合
- ・ 他者の英国の特許又は補充的保護証明書をライセンス又は使用している場合
- ・ 英国において効力を生じる特許又は補充的保護証明書を申請している場合
- ・ 英国の特許又は補充的保護証明書に関する法的手続に関与している場合

現在の制度及び手続を維持するために、2020年12月31日の移行期間の終了時に効力を生じる「特許規則2019」により、可能な限り現在のEU法が英国法に導入される。

また、当該ガイダンスには、項目別に、例えば、「補充的保護証明書（SPC）法に関する変更」として、「欧州医薬品庁からの認可」、「小児科用医薬品に関する延長の新しい申請」、「製造に対する適用除外」等についての内容が、「特許法に関する変更」として、「植物品種権とのクロスライセンス」、「費用の担保」についての内容が含まれている。

また、当該ガイダンスには、これらの項目の他に、「補充的保護証明書（SPC）法：変わらないもの」、「特許法：変わらないもの」、「欧州連合司法裁判所の判決」、「更なる情報」についての内容も含まれている。

⑥ 2021年1月1日以降の知的財産権の消尽及び並行取引

（移行期間後に、欧州経済領域（EEA）への並行輸出業者及び知的財産権所有者がとるべき行動）

このガイダンスは、欧州経済領域（EEA）において並行品の取引を行っている企業及び知的財産権の所有者を対象としている。

並行取引は、知的財産権で保護された純正品の輸入及び輸出である。並行取引は、それらの商品の知的財産権が「消尽」した場合、発生する。それは、権利者によって又は権利者の許可を得て特定の領域内の市場に置かれた場合である。知的財産権の消尽は、それらの商品の更なる流通又は再販売を停止するために知的財産を利用することができないことを意味する。

2021年1月1日の後に、知的財産権の消尽に関するいくつかの変更が生じる。

英国から EEA への並行輸出

移行期間後に権利者によって又は権利者の許可を得て英国市場に置かれた商品は、EEA 内では消尽したと認められない可能性がある。

これは、知的財産権で保護された商品を英国から EEA に輸出する企業は権利者の同意を必要とする可能性があることを意味する。

知的財産権で保護された商品の EEA への並行輸出業者にとっての行動

- (1) 英国市場に既に置かれた知的財産権で保護された商品（例えば、商標が付された商品）を現在 EEA に輸出しているかどうか、及び、それらの商品を輸出するための権利者の許可が現在必要ではない場所を確認すること。
- (2) 2021年1月1日の後に輸出を継続するための許可を得るために権利者に連絡する必要があるかもしれない。知的財産権所有者は、知的財産権で保護された商品が EEA に輸出されるための許可を与えないかもしれない。
- (3) 知的財産権保有者との話し合いの結果に基づき、ビジネスの取決め、ビジネスモデル

又はサプライチェーンを見直す必要があるかもしれない。

知的財産権所有者にとっての行動

知的財産権（例えば、商標）を所有する企業は、当該企業の知的財産権で保護された商品が英国から EEA に並行輸出された場合、法的アドバイスを求めることができる。知的財産権所有者は、知的財産権で保護された商品の英国から EEA への並行輸出を 2021 年 1 月 1 日の後に許可することを希望するかどうかを検討する必要がある。

2.3 欧州特許庁 (EPO) の「2020 年 1 月 31 日の英国の EU からの離脱に関する 2020 年 1 月 29 日付の通知」(2020 年 1 月 29 日) (※3)

2020 年 1 月 31 日の英国の EU 離脱を考慮して、ユーザーの注意を以下のように喚起する。

I. 英国の地位

欧州特許機構は、欧州特許条約 (EPC) に基づいて創設された国際機構である。当該機構は、EU からは独立しており、現在 38 の加盟国からなり、そのうち、28 は EU (英国を含む) の加盟国でもあり、10 は EU の加盟国ではない。よって、英国の EU 離脱は、欧州特許機構内の英国の地位に影響を与えない。

EPC は、その 38 締約国の全てについて EPO による欧州特許の付与手続を規定する。よって、EPO に対する欧州特許を取得するための手続は、英国の EU 離脱による影響を受けない。これは、あらゆる異議及び審判手続並びにあらゆる限定及び取消手続に対して等しく適用される。さらに、英国市民及び英国に住所を有する自然人並びに (英国の国内法に準拠するものとして) 英国に拠点を置く法人は、引き続き欧州特許出願をすることができる。EPC に基づき、誰でも国籍、住所又は事業所に関係なく EPO に特許出願をすることができる。

EPC65 条の適用に関する合意 (ロンドン・アグリーメント) に対する締約国としての英国の地位も、同様に英国の EU 離脱による影響を受けない。よって、特許権者は、英国の EU 離脱後も、引き続き英国について付与された欧州特許の翻訳文の提出が免除されたままとなる。

II. 英国の職業代理人及び弁護士 の地位

EPO に対する代理に関する原則も、英国の EU 離脱による影響を受けないままとなる。

特に、EPC 第 134 条(2)に従って EPO に対する職業代理人名簿に掲載されている英国の欧州特許弁理士は、引き続き、EPO に対する口頭手続を含む手続において、EPC により規定される手続が行われる国のいずれかにおける労働許可を必要とせずに、依頼人を代理する資格を完全に有したままとなる。英国の EU 離脱は、EPO に対する職業代理人名簿への

英国の候補者の掲載を今後申請することに対しても影響を与えない。

同様に、英国において資格を与えられかつ英国に事務所を有し、英国において特許事件の分野で職業代理人として行動する資格を有する弁護士、例えば法廷弁護士や事務弁護士は、引き続き EPO に対する手続において当事者を代理することができる (EPC 第 134 条(8))。

最後に、英国の職業代理人は、引き続き、EPC 第 134 条(6)に従って、EPC に基づく手続が行われる EPC の締約国において事業所を設立する資格を有したままとなる。ただし、当該英国の職業代理人は、EU 加盟国の領域への入国及び居住に関する規則 (例えば、ビザ発給要件に関する規則) が適用されることに留意すべきである。

2.4 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) のニュースリリース「英国の EU からの離脱の影響 – EU 商標及び登録共同体意匠：最新情報」(2020 年 1 月 27 日) (※4)

EU と英国との間で締結される離脱協定に従って、英国は 2020 年 2 月 1 日に EU を離脱する。

ただし、離脱協定には、2020 年 12 月 31 日まで続く移行期間中は EU 法が引き続き英国に適用されることが規定されている。これは、EU 商標規則及び登録共同体意匠規則並びにそれらの実施文書にまで及ぶ。

移行期間中の EU 商標規則及び登録共同体意匠規則の継続適用には、特に、全ての実体及び手続規定のみならず EUIPO に対する手続における代理に関するルールが含まれる。

よって、英国領に係る拒絶理由、英国から生じる先の権利、又は、英国に住所を有する当事者／代理人を含む EUIPO に対する全ての手続は、移行期間の終了まで、以前実施されていたのと同様に扱われる。

離脱協定の発効と同時に、EUIPO によって以前このウェブサイトで公表された情報、すなわち、合意なき英国の離脱のシナリオについてのみ言及した情報は、陳腐化し、削除された。

2021 年 1 月 1 日以降の状況に関する情報は、追って知らせる。

なお、この情報は、このウェブサイトで公表された EU 商標及び登録共同体意匠についての英国の EU 離脱の影響に関する全ての従前の情報に優先する。

2.5 世界知的所有権機関 (WIPO) のニュースリリース (2020 年 1 月 30 日) ((※5) ①～②)

① 離脱協定：マドリッド制度ユーザーへの影響

離脱協定は、英国が EU から離脱する 2020 年 2 月 1 日に開始して 2020 年 12 月 31 日に終了する移行期間を提供する。

離脱協定は、当該移行期間中は、EU が指定されているマドリッド制度に基づく国際出願及び登録における商標の英国における継続保護を提供する。

離脱協定に基づき、英国は、移行期間の終了前に EU において商標の保護を取得していたマドリッド制度の下での国際登録の所有者がこの期間が終了した後も引き続き英国において当該商標の保護を受けることを保障するための措置を講じる。WIPO は、更なる詳細が利用可能になり次第、当該措置に関する更なる情報を提供する

② 離脱協定：ハーグ制度ユーザーへの影響

離脱協定は、英国が EU から離脱する 2020 年 2 月 1 日に開始して 2020 年 12 月 31 日に終了する移行期間を提供する。

離脱協定は、当該移行期間中は、EU が指定されているハーグ制度に基づく国際出願及び登録における意匠の英国における継続保護を提供する。

離脱協定に基づき、英国は、移行期間の終了前に EU において意匠の保護を取得していた国際登録の所有者がこの期間が終了した後も英国において権利を維持することを保障するための措置を講じる。WIPO は、更なる詳細が利用可能になり次第、当該措置に関する更なる情報を提供する。

2.6 欧州委員会の「2020 年 1 月 31 日の英国の EU からの離脱に関する Q&A」（2020 年 1 月 24 日）（※6）

当該 Q&A には、「知的財産権の保護」について、例えば以下の内容が含まれている。

離脱協定に基づき、既存の EU の単一の知的財産権（商標、登録意匠権、植物品種権等）に英国の領域において与えられた保護は、維持される。そのような全ての保護された権利は、英国によって国内の知的財産権として保護されなければならない。英国における保護を目的とした EU の権利の英国の権利への変換は、いかなる再審査もなしに自動的に行われ、無料である。これにより、英国における既存の財産権の尊重が保障され、ユーザー及び権利者に関する必要な確実性が提供される。

また、当該 Q&A には、この他に、「地理的表示」についても含まれている。

— 欧州の関係当局によるニュースリリース等は、以下参照 —

(※1) [Intellectual property and the transition period](#) (UKIPO、2020 年 1 月 29 日 (2020 年 1 月 31 日更新))

(※2) ① [EU trademark protection and comparable UK trademarks](#)

- ② [Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021](#)
- ③ [Changes to unregistered designs from 1 January 2021](#)
- ④ [Changes to international trade mark registration from 1 January 2021](#)
- ⑤ [Changes to SPC and patent law from 1 January 2021](#)
- ⑥ [Exhaustion of IP rights and parallel trade from 1 January 2021](#)
(UKIPO、2020年1月30日)
- (※3) [Notice concerning the United Kingdom's withdrawal from the European Union on 31 January 2020](#) (EPO、2020年1月29日)
- (※4) [Impact of the UK's withdrawal from the EU – EUTMs and RCDs: updated information](#)
(EUIPO、2020年1月27日)
- (※5) ① [Brexit Agreement: Implications for Madrid System Users](#)
② [Brexit Agreement: Implications for Hague System Users](#)
(WIPO、2020年1月30日)
- (※6) [Questions and Answers on the United Kingdom's withdrawal from the European Union on 31 January 2020](#) (欧州委員会、2020年1月24日)

－ その他関連情報は、以下参照 －

- [Brexit section](#) (EUIPO ホームページ)
 - [Withdrawal Agreement \(離脱協定\)](#) (EU 官報)
- － 英国の EU 離脱に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
- [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱 \(no-deal Brexit\) の場合における 知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表 \(2019年9月23日\) \(PDF\)](#)
 - [英国知的財産庁、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表 \(2019年9月16日\) \(PDF\)](#)
 - [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始 \(2019年7月11日\) \(PDF\)](#)
 - [英国知的財産庁、知的財産と英国の EU 離脱に関するガイダンス文書を公表 \(2019年1月25日\) \(PDF\)](#)
 - [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表 \(2018年11月15日\) \(PDF\)](#)
 - [英国政府、EU 離脱協定の合意がなかった場合 \(「No Brexit Deal」\) における 知的財産関係のガイダンス文書を公表 \(2018年9月27日\) \(PDF\)](#)
 - [英国、欧州統一特許裁判所 \(UPC\) 協定を批准 \(2018年4月30日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題 \(Brexit\) の EU 商標及び共同体意匠へ](#)

- [の影響に関する Q&A を公表 \(2018 年 1 月 31 日\) \(PDF\)](#)
- [英国上院 \(貴族院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択 \(2017 年 12 月 15 日\) \(PDF\)](#)
 - [英国下院 \(庶民院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院 \(貴族院\) 審議へ \(2017 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表 \(2017 年 9 月 12 日\) \(PDF\)](#)
 - [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出 \(2017 年 5 月 30 日\) \(PDF\)](#)
 - [英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表 \(2016 年 11 月 28 日\) \(PDF\)](#)
 - [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表 \(2016 年 8 月 4 日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表 \(2016 年 6 月 27 日\) \(PDF\)](#)

(以上)